

## テーマ：医療機関の労働時間管理について

2024年4月から、医業に従事する医師に時間外・休日労働の上限規制が適用されます。

労働基準法では、医業に従事する医師の中で、病院や診療所で勤務し、患者への診療を直接の目的とする業務を行う医師を「特定医師」と限定しています。「特定医師」の2024年4月以降の時間外・休日労働の上限時間は、原則として年960時間となります（A水準）。

一方、血液センター等の勤務医、産業医、大学病院等の裁量労働制適用医師など、診療を直接の目的として行う業務に従事しない医師は、特定医師には該当せず、一般労働者の上限規制が適用されます。「特定医師に該当しない医業に従事する医師」の2024年4月以降の時間外・休日労働の上限時間は、年720時間となります。

## 労働者

- ・歯科医師
- ・獣医師

「医業に従事する医師」  
(適用猶予の対象)

- ・血液センター等の勤務医
- ・産業医
- ・大学病院の裁量労働制適用医師

「特定医師」  
(医師の上限規制の対象)

- ・病院等で診療を行う勤務医
- ・診療も行っている産業医

厚生労働省「令和5年5月29日 医療勤務管理アドバイザー向け「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A」説明会資料」より引用

**労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。**使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。そのため、次の①から③のような時間は、労働時間として扱わなければなりません。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

なお、所定労働時間外に行う医師の研鑽は、診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しません。

厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」  
「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」より引用

上記の方法で医師の労働時間を把握してください。その上で、労働基準法で定められた労働時間（1日8時間、週40時間）を超える残業や休日労働をさせるためには、病院と過半数労働者の代表（過半数組合がある場合には、過半数組合）とで36協定を締結し、管轄の労働基準監督署に届出を行う必要があります。2024年4月以降、医療機関が届け出る36協定届の様式が新しくなります。以下のURLからダウンロードすることが可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html)

医療機関が労働基準監督署に宿日直許可の相談や申請をする際に、あらかじめ、都道府県の医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）にご相談いただくことも可能です。まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ